

介護施設等給水設備整備補助金交付要綱

(総則)

第1条 介護施設等における給水設備の整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等 次に掲げるものをいう。

ア 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4）

イ 特別養護老人ホーム（ただし、併設の短期入所施設を除く）（同法第20条の5）

ウ 軽費老人ホーム（同法第20条の6）

エ 介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項）

(2) 介護事業所 次に掲げるものをいう。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所。）

イ 認知症対応型通所介護事業所（同法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護を行う事業所。）

ウ 小規模多機能型居宅介護事業所（同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

エ 認知症高齢者グループホーム（同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。以下同じ。）

オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所（同法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所。）

カ 生活支援ハウス（生活支援ハウス事業実施要綱第2条）

キ 施設内保育施設（市内に存する介護関連施設等を運営する者が、当該施設で雇用されている介護職員等のために設置したもの）

(3) 給水設備（受水槽・地下水利用のための設備） 災害による断水時にも、施設機能を維持するための水の確保を行える設備をいい、以下の全てを満たすもの。

ア 専ら、非常用に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を伴うもの。

イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの。

ウ 設置場所については、浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けない場所とするよう努めること。

エ 設置した設備の耐震性が確保されているか留意すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 介護施設等において給水設備の整備（補助対象となる費用が500万円以上のものに限る）を実施する当該介護施設等の設置者

(2) 介護事業所において給水設備の整備を実施する当該介護事業所の設置者

(3) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 賃貸借した建物で整備を行う場合は、建物所有者と事業者間で締結する賃貸借契約書中に当該補助金を活用して形成した資産の管理・所有は事業者であることを明記すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、介護施設等及び介護事業所に給水設備を整備するために要する工事費又は工事請負費及び工事事務費（当該工事の施行に必要な旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいう。以下同じ。）とする。

2 次に掲げる費用については、補助の対象としない。ただし、複数年度にわたる事業であって、市長が認めた場合を除く。

(1) 交付決定日までに事業を実施している又は事業が完了した費用

(2) 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの

(3) 対象施設の本定期外の用途に使用するためのもの

(4) 本交付金の他の事業による助成対象となる事業

(5) 光熱費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業

(対象事業)

第5条 補助事業は、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

(1) 補助を受けようとする者が補助事業を行うために締結する契約が、本市

の契約に係る規定に準拠して行われていること。

- (2) 補助を受けようとする者が、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていないこと。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額

- (2) 工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事事務費については、工事費又は工事請負費の2.6パーセントを限度とする。）の合計額

(交付申請)

第7条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費内訳書（第1号様式）

- (2) 案内図、配置図及び平面図

- (3) 見積書の写し

- (4) 定款

- (5) 財産目録

- (6) 直近の法人決算書

- (7) 工事工程表

- (8) 役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業費精算内訳書（第2号様式）

- (2) 歳入歳出決算（見込）書

- (3) 工事契約書等の写し

- (4) 工事工程表

- (5) 事業完了を確認できる写真

- (6) 支払領収書の写しその他これに準ずるもの

(財産処分の制限)

第9条 規則第15条による財産処分において、市長の承認を受けて財産処分による収入があった場合、又は財産処分による廃棄等を行う場合には、補助

金の全部又は一部を市に納付しなければならない。

- 2 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助対象者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る市が指定する報告書等により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。この場合において、補助対象者が法人の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等において消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 市長は、前号の規定による報告があった場合には、補助対象者に対し当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を前条第9条の第2項に定める財産処分の制限期間、保存しなければならない。

（その他の事項）

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

事業費内訳書

区分	費 目	金 額	備 考
補助額			
	計		
自己負担額			
	計		
合 計（総事業費）			

第 2 号様式（第 7 条関係）

事業費精算内訳書

区分	費 目	金 額	備 考
補助額			
	計		
自己負担額			
	計		
合 計（総事業費）			